第七条第一項第二号イ	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条第二項から第四項まで	附則第十五条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十五条
	でないもの	でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	同条第四項第一号	同条第四項第一号イ
	次条において同じ。）	以下この条及び次条において同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出し含む。）	第五条第五項第一号	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	附則第四条	附則第五条の規定により読み替えられた附則第四条
	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員